

# 社会福祉法人尾瀬長寿会

## 桜花苑居宅介護支援事業所重要事項説明書

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0278-58-4010 (月～金曜日午前8時30分～午後5時30分)

担当 萩原かおり 介護支援専門員

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2. 桜花苑居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 事業所名         | 桜花苑居宅介護支援事業所                |
| 所在地          | 群馬県利根郡片品村摺淵340              |
| 事業所の指定番号     | 居宅介護支援事業（群馬県 第1072700113 号） |
| サービスを提供する地域* | 沼田市、<br>利根郡内                |

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 当事業所の職員体制

介護支援専門員 1名 (常勤1名(管理者と兼務))

\*職員の資質向上のため、研修の参加を定期的・積極的にすすめています。

#### (3) 営業時間

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 月曜日から金曜日まで | 午前8時30分～午後5時30分まで |
|------------|-------------------|

\*国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始は休業となります。

但し、時間外及び休日であっても急を要する場合は相談業務を行います。

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画作成依頼届出書に記入し、各市町村役場に提出したあと、お電話等でお申し込みください。

(2) サービス提供開始時に、利用者又はご家族に当事業所の説明を行い利用申込者の同意を得ることになります。(この場合、契約書を取り交わして頂くこととなります)

(4) サービス担当者会議を開き、居宅サービス計画原案について各担当者との意見交換を行い最終的なサービス内容を決定します。

(6) サービス提供が開始されます。

(1) 利用料

＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、１ヶ月につき下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村役場に提出しますと、差額払戻を受けられます。

(要介護1・2) 12,490円

— 加 算 ( 月 額 ) —

新規に居宅サービス計画を作成した場合、要支援者が要介護認定を受けた場合または、要介護状態区分が２段階以上変更となった場合に加算となります。

入院時情報連携加算（Ⅰ） 2, 5 0 0 円

利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合加算となります。

入院時情報連携加算（Ⅱ） 2, 0 0 0 円

利用者が病院または診療所に入院してた日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合加算となります。

退院・退所加算（Ⅰ）イ 4, 5 0 0 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報を、カンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合加算となります。

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6, 0 0 0 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報を、カンファレンスにより 1 回受けている場合加算となります。

退院・退所加算（Ⅱ）イ 6, 0 0 0 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報を、カンファレンス以外の方法により 2 回以上受けている場合加算となります。

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 7, 5 0 0 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合加算となります。

退院・退所加算（Ⅲ） 9, 0 0 0 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合加算となります。

緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 0 0 0 円

病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス等の利用に関

する調整を行った場合、1月に2回を限度として加算となります。

通院時情報連携加算 500円

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合、利用者1人につき月1回を限度として加算します。

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合加算となります。

## (2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

## (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## (4) その他

### 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

## 5. サービス内容に対する苦情について

### (1) 苦情処理体制及び手順

- ①苦情処理台帳に記載します。
- ②苦情についての事実確認を行います。
- ③苦情処理方法を記載し、管理者決裁します。
- ④処遇処理について関係者との連携を行います。
- ⑤苦情処理の改善についてお客様に確認を行います。
- ⑥苦情処理は1日以内で行われることを原則とします。
- ⑦苦情処理についての成果等を台帳に記録します。

### (2) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ①サービス事業者之苦情報告と改善について指示を行います。
- ②サービス事業者に対する苦情が改善されない場合、利用者又はご家族に説明し、サービス事業者を選択していただきます。

## 6. 業務継続計画の策定と感染症対策について

(1) 感染症や非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する事業の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期に業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定します。

(2) 業務継続計画及び感染症対策について、必要な研修及び訓練及び見直しを定期的に行います。

## 7. 虐待防止の推進及び身体拘束等の適正化の推進について

利用者の人権の擁護するため、虐待防止及び身体拘束等の適正化を推進します。そのために、必要な委員会及び研修を定期的に開催します。また、サービス提供中に虐待や身体拘束を受けたと思われる事例を発見した場合、直ちに関係機関へ通報します。

## 8. サービス内容に関する相談及び苦情対応窓口（感染対策・虐待予防・身体拘束等対応）

常設窓口      群馬県利根郡片品村摺淵 340  
桜花苑居宅介護支援事業所  
電話    0278-58-4010

担当者 萩原 かおり 介護支援専門員

行政機関その他苦情等受付機関

|             |                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 片品村役場 保健福祉課 | 所在地： 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967-3<br>電話番号： 0 2 7 8－5 8－2 1 1 1<br>F A X： 0 2 7 8－5 8－2 1 1 0 |
| 国民健康保険団体連合会 | 所在地： 群馬県前橋市元総社町335-8<br>電話番号： 0 2 7－2 9 0－1 3 6 3<br>F A X： 0 2 7－2 5 5－5 3 0 8     |
| 群馬県社会福祉協議会  | 所在地： 群馬県前橋市新前橋町13-12<br>電話番号： 0 2 7－2 5 5－6 0 3 3<br>F A X： 0 2 7－2 5 5－6 1 7 3     |

※お住まいの地域の市町村役場、介護保険担当窓口でも受け付けております。

(付属別紙 1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

- ・要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合は、利用料をいただきません。

#### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

(1) 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。

(2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。



(付属別紙 2)

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護・福祉用具貸与の利用状況は下記の通りです。

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問看護、通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

|         |     |
|---------|-----|
| ○訪問介護   | 15% |
| ○通所介護   | 36% |
| ○福祉用具貸与 | 45% |

2. 前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

|        |               |      |
|--------|---------------|------|
| 訪問介護   | 桜花苑訪問介護事業所    | 82%  |
|        | 片品村社会福祉協議会    | 18%  |
|        |               |      |
| 通所介護   | 桜花苑デイサービスセンター | 100% |
|        |               |      |
|        |               |      |
| 福祉用具貸与 | リンサン          | 92%  |
|        | オーエックス        | 8%   |
|        |               |      |

(利用状況算出期間 令和6年9月～令和7年2月)

令和            年            月            日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

**【事業者】**

所在地      群馬県利根郡片品村摺淵 340

名称          社会福祉法人尾瀬長寿会  
                桜花苑居宅介護支援事業所

理事長      星野 恵美子                                  印

説明者

氏名                                                  印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

**【利用者】**      住所

氏名                                                  印

(代理人)      住所

氏名                                                  印

利用者との関係 (                                  )

本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる